

相楽郡広域事務組合
大谷処理場基幹的設備改良工事に係る

技術提案書公募要領

平成30年12月

相楽郡広域事務組合

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	改良工事の概要	2
第 3	参加者の資格要件	6
第 4	業者選定手続のスケジュール	7
第 5	応募に係る書類の作成及び提出の留意事項	8
第 6	技術提案書の審査基準	1 3
第 7	審査結果の通知	1 5
第 8	事務取扱	1 6

【本公募要領の入手方法】

本公募要領の入手は、次のいずれかの方法によるものとする。

1. 相楽郡広域事務組合及び構成市町村ホームページからのダウンロード

(1) 掲 載 日：平成30年12月3日（月）から12月14日（金）まで

(2) U R L：<http://www.souraku-kyoto.or.jp/>

2. 本公募要領の配布

(1) 配 布 日：平成30年12月3日（月）から12月14日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 配布時間：午前9時から午後5時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）

(3) 配布場所：相楽郡広域事務組合

〒619-0214 京都府木津川市木津上戸15（相楽会館内）

TEL：0774-72-0421 FAX：0774-72-0470

第1 はじめに

相楽郡広域事務組合（以下「組合」という。）が設置する相楽郡広域事務組合大谷処理場（し尿処理施設）（以下「本施設」という。）は、平成13年度に計画処理量76kL/日の高負荷脱窒素処理方式の施設として稼動を開始し、現在に至っている。

この間、本施設設備装置に対し適宜、補修、定期整備等を行い保全に努めてきたが、稼動開始後17年を経過し老朽化が進行するとともに、搬入量の減少等運転条件も大きく変化している状況にある。

この度、組合では、現有施設の課題を解消し、効率的かつ効果的に施設の機能を維持するとともに、CO₂排出量の削減によって地球温暖化対策に寄与することを目的として、施設の長寿命化を図ることとした。

施設の長寿命化に際しては、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金事業（廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業）」として実施する。

相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良工事（以下「改良工事」という。）の実施に当たっては、周辺環境へ十分配慮しつつ、効率的な処理を行えるよう配慮する必要がある。組合では、処理の安心、安全はもとより、効率性、合理性に配慮しつつ、経済的な施設整備を行うため、改良工事の設計・施工業者を公募型指名競争入札方式により決定するものとした。

本公募要領は、組合が改良工事の請負業者選定手続（以下「業者選定手続」という。）に係る参加意思の確認及び技術提案書等の収集を行うに当たり、業者選定手続に参加しようとする者に配付するものである。改良工事の業者選定手続に参加しようとする者は、本公募要領の内容を踏まえ、必要な書類の提出を行うものとする。

第2 改良工事の概要

改良工事の概要は、次のとおりである。なお、詳細については、改良工事の業者選定手続に係る参加者の資格要件（本公募要領「第3 参加者の資格要件」参照）を具備する者へ別途貸与する技術提案仕様書（本公募要領「第5-4. 改良工事の技術提案書」参照）の中で示す。

1. 事業者

相楽郡広域事務組合

構成市町村：木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

2. 工事名

相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良工事

3. 工事場所

京都府木津川市山城町上狛大谷181

4. 工事期間

平成31年度（契約後）～平成33年3月

5. 施設の概要

（1）改良前

ア. 計画処理量

76kL/日（生し尿 47kL/日、浄化槽汚泥 29kL/日）

イ. 処理方式

主処理：高負荷脱窒素処理方式

高度処理：砂ろ過＋活性炭吸着

汚泥処理：濃縮→貯留→脱水→乾燥・焼却

臭気処理：高濃度臭気→焼却炉に吹き込み（炉停止中は中濃度系で処理）

中濃度臭気→薬液洗浄＋活性炭吸着

低濃度臭気→活性炭吸着

ウ. 水処理性能

pH	:	5.8 ～ 8.6
BOD	:	10 mg/L以下
COD	:	20 mg/L以下
		40 mg/L以下【総量規制】
SS	:	10 mg/L以下
T-N	:	10 mg/L以下
T-P	:	1 mg/L以下

PO₄ : 0.5 mg/L以下
色 度 : 30 度以下
大腸菌群数 : 3,000個/cm³以下

エ. 汚泥等の処理・処分方法と性状

(ア) 沈砂

洗浄後、焼却処理

(イ) 脱水し渣

含水率60%以下に脱水後、焼却処理

(ウ) 脱水汚泥

含水率を85%以下に脱水後、焼却処理

(エ) 焼却残渣

場外搬出処分

(2) 改良後

ア. 改良後の計画処理量

34kL/日 (し尿 11kL/日、浄化槽汚泥 23kL/日)

イ. 改良後の処理方式

主 処 理 : 高負荷脱窒素処理方式

高度処理 : 砂ろ過+活性炭吸着

汚泥処理 : 濃縮→貯留→脱水→脱水汚泥 (外部搬出)

臭気処理 : 高・中濃度臭気→薬液洗浄+活性炭吸着

低濃度臭気→活性炭吸着

ウ. 改良後の水処理性能

現有施設に同じ

エ. 汚泥等の処理・処分方法と性状

(ア) 沈砂

洗浄後、場外搬出

(イ) 脱水し渣

含水率60%以下に脱水後、場外搬出

(ウ) 脱水汚泥

含水率を75%以下に脱水後、場外搬出

6. 施設改良工事の概要

以下に示す設備等の更新及び改修を行うこととし、これらの工事に伴う土木・建築設備、機械設備、配管設備、電気・計装設備の一切を含むものとする。

(1) 受入貯留設備

前処理設備を1系統化し、CO2削減を行う。

(2) 高負荷脱窒素処理設備

温水ボイラーの新設や老朽化したポンプ等を更新し、CO2削減を行う。

(3) 高度処理設備

老朽化したポンプ類を更新し、CO2削減を行う。

(4) 消毒法流設備

老朽化したポンプ類を更新し、CO2削減を行う。

(5) 取排水設備

老朽化したポンプ類を更新し、CO2削減を行う。

(6) 汚泥処理設備

脱水機等を更新し、汚泥の含水率を75%以下とし、CO2削減を行う。

(7) 乾燥焼却設備

汚泥等は外部搬出とするため、撤去する。

(8) 脱臭設備

老朽化したポンプ類を更新し、CO2削減を行う。高濃度臭気は中濃度臭気と合わせて処理を行う。

(9) 電気・計装設備

ア. 電気設備

プラント設備の新設、更新等に伴い容量の見直しを実施、受変電盤等を更新することによりCO2削減を行う。

イ. 計装設備

プラント設備の新設、更新等に伴い、必要な計装設備も新設、更新する。

(10) 配管・弁類

上記設備の更新等に伴う配管及び老朽化した配管及び弁類を新設、更新する。

(11) 土木・建築設備

ア. 土木設備

劣化した水槽類の防食補修工事や機械基礎工事等を実施する。

イ. 建築設備

劣化した空調設備等を更新し、CO2削減を行う。

第3 参加者の資格要件

改良工事の業者選定手続に係る参加者の資格要件は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた建設業者のうち、公示の日から競争入札が終了するまでの期間において、次の各号に該当する者とする。

1. 相楽郡広域事務組合入札参加資格者登録名簿に登録されている者（平成31年2月中に指名入札願申請書類を提出し資格を有すると認められた者を含む）
2. 建設業法第15条の規定に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有する者
3. 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の清掃施設工事に係る総合評価点数が700点以上の者
4. し尿処理施設又は汚泥再生処理センターの新設、増設、改造等に係る工事（契約金額が1億5千万円以上、主処理工程の整備を含むものに限る。）を元請けとして行い、稼動開始に至った経緯のある者
5. 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、し尿処理施設又は汚泥再生処理センターの新設、増設、改造等に係る工事（契約金額が1億5千万円以上、主処理工程の整備を含むものに限る。）の経験がある技術者を、改良工事に専任で配置できる者
6. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
7. 国、京都府、組合又は関係市町村のいずれかの市町村から指名停止措置を受けていない者
8. 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）に規定する措置要件のいずれにも該当しない者
9. 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算の申立てがなされていない者
10. 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされていない者
11. 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合は、更生手続が完了している者
12. 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した場合は、再生手続が完了している者
13. 手形交換所による取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過している者、又は6月以内に手形若しくは小切手を不渡りとしていない者
14. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から

ら5年を経過している者

15. 法人税、消費税又は地方消費税を滞納していない者

第4 業者選定手続のスケジュール

1. 業者選定手続の流れ

(1) 実施の公告

改良工事の業者選定手続について、参加者を公募し、参加表明書、参加資格審査申請書及び関係書類を収集する。

(2) 参加資格審査

参加表明書、参加資格審査申請書及び関係書類により、応募者が本公募要領「第3 参加者の資格要件」を満たしているか否かの審査を行う。資格要件を具備する者には、改良工事の技術提案仕様書を貸与して、技術提案書の提出を要請する。

(3) 技術提案書の審査

提出された技術提案書について、本公募要領「第6 技術提案書の審査基準」に基づき、内容等の審査を行う。所定の評価点数を獲得し、改良工事への適合性が高いと判断した技術提案書の提出者を、改良工事の入札参加者として認定する。

(4) 入札、契約

入札参加者に認定された者による競争入札で、最も低い入札価格を提示した者を落札者とし、組合議会の承認を得て改良工事の請負契約を締結する。

2. 業者選定手続のスケジュール（予定）

改良工事の業者選定手続に係る公募から契約までのスケジュールは、次のとおりである。

	内 容	期 間
1	公募要領発表（公告）	平成30年12月3日（月）
2	公募要領の配付	平成30年12月3日（月）～12月14日（金）
3	公募要領に関する質問の受付	平成30年12月10日（月）～12月12日（水）
4	公募要領に関する質問の回答	平成30年12月14日（金）までに回答
5	参加表明書及び参加資格審査申請書の受付	平成30年12月17日（月）～12月19日（水）
6	参加資格審査結果の通知 （技術提案仕様書貸与、技術提案書提出要請）	平成30年12月26日（水）までに通知
7	技術提案仕様書に関する質問の受付	平成31年1月16日（水）～1月18日（金）
8	技術提案仕様書に関する質問の回答	平成31年1月25日（金）までに回答
9	技術提案書提出（工事費見積書を含む。）	平成31年2月6日（水）～2月13日（水）
10	技術提案書審査結果の通知 （競争入札の通知）	平成31年3月（予定）
11	改良工事の競争入札	平成31年5月（予定）
12	議会承認及び契約締結	平成31年6月（予定）

第5 応募に係る書類の作成及び提出の留意事項

1. 基本的事項

- (1) 改良工事の業者選定手続に参加しようとする者は、参加表明書の提出をもって本公募要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻
提出書類に関して使用する言語は、日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (3) 用紙及び文字サイズ
提出書類に使用する用紙はA4版とし、文字のサイズを11ポイント（図表を除く。）とする。
- (4) 提出書類の変更
一度提出された書類は、原則として変更することができない。ただし、組合が技術提案書の内容について改善を指示し、修正する場合を除くものとする。
- (5) 提出書類の返却
提出書類は、原則として返却しない。なお、提出書類は、改良工事の業者選定手続以外の目的に使用しないものとする。
- (6) 提出書類の著作権
提出書類の著作権は、応募者あるいは参加者に帰属する。ただし、組合が応募者あるいは参加者の承諾を得た場合には、本公募要領に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 費用負担
改良工事の業者選定手続に係る書類の作成・提出、現地調査、個別ヒアリングに関する費用は、全て応募者あるいは参加者の負担とする。
- (8) 組合から提出した資料の取扱い
組合から提出する資料については、目的外使用を禁ずる。また、組合の了承を得ずに第三者にこれを使用させてはならない。
- (9) その他
本公募要領に定めるもののほか、改良工事の業者選定手続の遂行に当たって必要な事項が生じた場合は、応募者あるいは参加者に別途通知する。

2. 改良工事の業者選定手続に関する質疑応答

- (1) 質問方法
改良工事の業者選定手続に関する質問は、質問書（様式1）に質問内容を簡潔にまとめて記載し（手書き不可）、電子メールにより提出する。質問書

の送信に当たっては、表題を「質問書提出 相楽郡広域事務組合宛」とする。なお、電話、口頭、FAX及び郵送等による質問には対応しないものとする。

(2) 本公募要領に関する質疑応答

本公募要領の内容等についての質問は、質問書(様式1)により、下記のとおり受け付ける。

ア. 受付期間

平成30年12月10日(月)午前9時から平成30年12月12日(水)午後5時まで

イ. 質問に対する回答

本公募要領の内容等に関する質問については、平成30年12月14日(金)までに、組合のホームページにおいて、各々の質問に対する回答書をまとめて公開する。なお、不当な混乱を招くおそれのある質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

ウ. 提出先

相楽郡広域事務組合(本公募要領「第8事務取扱」参照)

(3) 技術提案仕様書に関する質疑応答

技術提案仕様書の内容等についての質問は、質問書(様式1)により、次のとおり受け付ける。

ア. 受付期間

平成31年1月16日(水)午前9時から平成31年1月18日(金)午後5時まで

イ. 質問に対する回答

技術提案仕様書の内容等に関する質問については、平成31年1月25日(金)までに組合から電子メールにて回答書を送信する。なお、不当な混乱を招くおそれのある質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

ウ. 提出先

相楽郡広域事務組合(本公募要領「第8事務取扱」参照)

3. 参加表明書、参加資格審査申請書及び関係書類

下記により、改良工事の業者選定手続に係る参加表明書、参加資格審査申請書及び関係書類を受け付ける。

(1) 提出書類

ア. 参加表明書(様式2)

イ. 参加資格審査申請書及び関係書類

- (ア) 参加資格審査申請書（様式3）
- (イ) 清掃施設工事に係る特定建設業の許可書の写し
- (ウ) 清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書の写し
- (エ) 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書の写し
- (オ) 工事施工実績届出書（様式4）
- (カ) 施工実績に係る契約書等の写し
- (キ) 予定監理技術者の経歴（様式5）
- (ク) 参加表明者と予定監理技術者の雇用関係を明らかにする書類
- (ケ) 予定監理技術者の法令による免許等の写し
- (コ) 予定監理技術者の工事経歴を証明する書類

(2) 提出期間

ア. 日程：平成30年12月17日（月）から平成31年12月19日（水）まで

イ. 時間：午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出先

相楽郡広域事務組合（本公募要領「第8 事務取扱」参照）

(4) 提出方法

提出部数は3部（正：1部、副：2部）とし、持参又は郵送（提出期間内必着）によるものとする。

4. 改良工事の技術提案書

提出された参加資格審査申請書及び関係書類により、応募者（改良工事の業者選定手続へ参加を表明した者）が、本公募要領「第3 参加者の資格要件」を満たしているか否かの審査（参加資格審査）を行う。適格業者には、参加資格認定通知に加え、改良工事の性能保証事項や基本仕様を示した「技術提案仕様書」を貸与し、技術提案書及び工事費見積書の提出を要請する。

技術提案書は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出書類

ア. 技術提案書の提出表明書（様式6）

イ. 技術提案書（技術提案書の形式等については技術提案仕様書による。）

- (ア) 施設概要説明書
- (イ) 設計計算書等
- (ウ) 設計仕様書
- (エ) 図面類

(オ) 工事施工計画書

(カ) 維持管理費計算書

(キ) 工事工程表

ウ. 工事費見積書（見積内訳書を含む。）

(2) 提出期間

ア. 日程：平成31年 2月 6日（水）から平成31年 2月13日（水）まで

イ. 時間：午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出先

相楽郡広域事務組合（本公募要領「第8 事務取扱」参照）

(4) 提出方法

提出部数は技術提案書8部（正：1部、副：7部）、工事費見積書2部

（正：1部、副：1部）とし、持参又は郵送（提出期間内必着）によるものとする。

5. その他

(1) 工事場所の確認及び工事関連図書の閲覧

工事場所の確認及び工事関連図書の閲覧については、改良工事の業者選定手続に係る参加資格認定後、別途通知する。

(2) 組合が提示する通知文書、回答書、指示書等の取扱い

組合が提示する通知文書、回答書、指示書、資料等は、本公募要領と同等の効力を有するものとする。

(3) 改良工事の業者選定手続への参加の辞退

ア. 改良工事の業者選定手続に参加を表明した者は、いつでも参加を辞退することができるものとする。

イ. 改良工事の業者選定手続へ参加を辞退するときは、参加辞退届（様式7）により申し出るものとする（持参又は郵送により提出）。

ウ. 参加を辞退した者は、これを理由として以後の業者選定等で不利益な取扱いを受けないものとする。

(4) 改良工事の業者選定手続で失格となる行為等

ア. 本公募要領の規定に違反すると認められる場合

イ. 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

ウ. 提出書類に不備不足がある場合

エ. 参加資格要件を欠く場合

オ. 提出書類に虚偽の記載がある場合

カ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

キ. 著しく信義に反する行為をした場合

ク. 関係者に対する工作等、不当な活動を行ったと認められる場合

なお、オ～クに該当する者に対しては、指名停止の措置を行うことがある。

(5) 改良工事の業者選定手続の延期、取止め等

組合の判断により、改良工事の業者選定手続を延期、中止、又は取り消すことがある。この場合において、応募者又は参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

第6 技術提案書の審査基準

1. 技術提案書の評価方法

提出された技術提案書の審査は、技術提案仕様書との整合性の確認、各図書間における整合性の確認及び提案された費用の相互比較を通じて、各々の評価を行うものとする。

技術提案書の提出者に対しては、必要に応じて個別ヒアリングを実施し、取組姿勢及び提案内容の確認を行う。

技術提案書の評価方法は、「2. 評価項目」に示す事項を、「3. 評価基準」に基づき採点し、各項目の合計を最高100点として技術提案書を評価する。

改良工事への適合性が高いと判断し選定する技術提案書は、総合評価点が75点以上のものとする。

2. 技術提案書の評価項目

技術提案書の評価項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術提案書に示された設計計算書等と技術提案仕様書の整合性に関する事項
- (2) 技術提案書に示された設計仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項
- (3) 技術提案書に示された図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項
- (4) 技術提案書に示された工事施工計画と技術提案仕様書の整合性に関する事項
- (5) 技術提案書に示された各図書間の整合性に関する事項
- (6) 施設の整備費、維持管理費など、経済性に関する事項

3. 技術提案書の評価基準

技術提案書の評価基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項「2. (1)～(3)」に示した評価項目の評価基準

技術提案仕様書との不整合箇所数	評価点
不整合箇所数0	20点
不整合箇所数3未満	17.5点
不整合箇所数3以上5未満	15点
不整合箇所数5以上7未満	12.5点
不整合箇所数7以上9未満	10点
不整合箇所数9以上11未満	7.5点
不整合箇所数11以上13未満	5点
不整合箇所数13以上15未満	2.5点
不整合箇所数15以上	0点
施設性能に係わる不整合	失格

(2) 前項「2. (4)」に示した評価項目の評価基準

技術提案仕様書との不整合箇所数	評価点
不整合箇所数0	10点
不整合箇所数2未満	8点
不整合箇所数2以上4未満	6点
不整合箇所数4以上6未満	4点
不整合箇所数6以上8未満	2点
不整合箇所数8以上	0点
施設性能に係わる不整合	失格

(3) 前項「2. (5)」に示した評価項目の評価基準

技術提案書間の不整合箇所数	評価点
不整合箇所数0	10点
不整合箇所数3未満	8点
不整合箇所数3以上6未満	6点
不整合箇所数6以上9未満	4点
不整合箇所数9以上12未満	2点
不整合箇所数12以上	0点

(4) 前項「2. (6)」に示した評価項目の評価基準

全体平均金額に対する比率	工事費の評価点	維持管理費の評価点
全体平均金額の0.80以下	10点	10点
全体平均金額の0.81～0.85	9.5点	9.5点
全体平均金額の0.86～0.90	9点	9点
全体平均金額の0.91～0.95	8.5点	8.5点
全体平均金額の0.96～1.05	8点	8点
全体平均金額の1.06～1.10	7.5点	7.5点
全体平均金額の1.11～1.15	7点	7点
全体平均金額の1.16～1.20	6.5点	6.5点
全体平均金額の1.21以上	6点	6点

第7 審査結果の通知

1. 審査結果の通知

参加資格審査及び技術提案書審査の結果は、結果の如何にかかわらず、各応募者又は各参加者に対し、書面で通知する。

なお、改良工事の業者選定手続に係る参加資格を認められなかった者、又は提出した技術提案書が選定されなかった者に対しては、その理由（非認定及び非選定理由）を付して通知する。

2. 非認定者及び非選定者に関する事項

(1) 非認定及び非選定理由の説明要求

非認定又は非選定の通知を受けた者は、通知を行った日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）以内に、組合に対して書面により認定又は選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(2) 説明を求めた者への回答

非認定理由又は非選定理由について説明を求めた者に対しては、当該書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）以内に書面により回答する。

(3) 説明要求の受付

非認定理由説明要求書及び非選定理由説明要求書の受付場所及び受付時間は次のとおりである。

ア. 受付期間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時まで
（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ. 提出先

相楽郡広域事務組合（本公募要領「第8 事務取扱」参照）

ウ. 提出方法

持参又は郵送（提出期間内必着）によるものとする。

第8 事務取扱

改良工事の業者選定手続に係る事務取扱は、次のとおりである。

相楽郡広域事務組合

住 所：〒619-0214 京都府木津川市木津上戸15（相楽会館内）

電 話：0774-72-0421

F A X：0774-72-0470

電子メール：kouiki@souraku-kyoto.or.jp

